遺跡（埋蔵文化財包蔵地）に関する基本的な手続きの流れ

土地の改変を伴う土木工事等の計画

埋蔵文化財の所在についての有無照会（鹿児島市教育委員会文化財課：ＦＡＸ、メール可、ＴＥＬ不可）
（鹿児島市教育委員会→事業者）※様式あり

＜有無照会結果の回答＞

埋蔵文化財包蔵地（遺跡）に該当

埋蔵文化財包蔵地（遺跡）ではない
- 隣接地
- 包蔵地外

事業内容の事前協議

工事中に文化財がみつかる可能性がある場合、事前の試掘調査へのご協力をお願いしています（任意）。

確認調査依頼書、土地使用承諾書を提出

試掘調査依頼書、土地使用承諾書を提出

※小規模な工事の場合は確認調査が不要です

確認調査（文化財課）
- 埋蔵文化財なし
- 埋蔵文化財あり

試掘調査（文化財課）
- 埋蔵文化財あり
- 埋蔵文化財なし

※新規の遺跡として登録

工事内容の確認・協議
・工事等の内容は遺跡に影響があるか、恒久物の工事か
・影響がある場合、影響がないように工法変更は可能か

影響あり
恒久物である

影響なし
恒久物でない

遺跡の現状保存

文化財保護法93条第１項による発掘届２部提出（鹿児島市教育委員会へ）
添付書類①住宅地図②工事の概要を示す図面（平面図・断面図）

※事業主体者から市を経由して県教育委員会（県教育長）へ提出（着手の60日前まで）。県教育長から遺跡の取り扱いについて指示がなされます。

県教育長からの指示事項
- (1) 発掘調査
- (2) 工事立会
- (3) 慎重工事

重要な遺跡が発見された場合

本発掘調査の施工

（工事中止）

遺跡の現状保存

工事中に遺跡がみつかったら、届出が必要です（文化財保護法第９６条第１項）

工　事　着　手